

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
酢豚，非常用糧食用		G Q－N 1 7 0 0 9 5 D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
		変 更	令和 7 年 2 月 4 日
		作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の酢豚，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、“酢豚”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

醸造酢の日本農林規格（昭和 5 4 年農林水産省告示第 8 0 1 号）

トマト加工品の日本農林規格（昭和 5 4 年農林水産省告示第 1 4 1 9 号）

しょうゆの日本農林規格（平成 1 6 年農林水産省告示第 1 7 0 3 号）

b) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q－N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

c) 法令等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）

日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号）

食品表示法（平成 2 5 年法律第 7 0 号）

食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）

食品添加物公定書（厚生労働省消費者庁）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は、表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
豚肉	鮮度が良好な食肉で、きょう雑物の混入がなく、食品衛生上の欠点を認めないもの又はそれを原料とした切断済み冷凍品
にんじん	鮮度が良好で病虫害、きずなどないもの又はそれを原料とした切断済み冷凍品若しくはそれを加工したもの
たけのこ	香味、色沢及び鮮度が良好なたけのこで、十分ボイルされたもの又はそれを原料とした切断済み加工品
玉ねぎ	鮮度が良好で病虫害、きずなどないもの
大豆	鮮度が良好で、浸漬し、十分加熱されたもの
きくらげ	品質良好で、乾燥十分な病虫害のないもの
トマトケチャップ	“トマト加工品の日本農林規格”又は同等以上のトマトケチャップ
砂糖	上白糖（水分1.5 %以下、糖度96 %以上）
しょうゆ	“しょうゆの日本農林規格”又は同等以上のこいくちしょうゆ
食酢	“醸造酢の日本農林規格”又は同等以上の米酢
でん粉	品質良好で、食品衛生上の欠点を認めないもの
チキンブイヨン	品質香味が良好な乾燥スープ
増粘多糖類	“食品衛生法”に基づく“食品添加物公定書”に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくものと食品素材からなる製剤

2.3 前処理

前処理は、次による。

- 豚肉は、湯通し後切断するか、同様に加工済みのものを必要に応じて解凍し、湯通しする。
- にんじんは、十分に選別の上、水洗いし水切り後、不可食部分を取り除き、切断するか、同様に加工済みのものを必要に応じて解凍し、2.4を基準として1仕込み分を計量する。
- たけのこは、十分に選別の上、水洗いし水切り後、不可食部分を取り除き、切断するか、同様に加工済みのものを、2.4を基準として1仕込み分を計量する。
- 玉ねぎは、十分に選別の上、鬼皮など不可食部分を取り除き、水洗いし、水切り後切断する。
- 大豆は、異常がないか確認し、2.4を基準として1仕込み分を計量する。
- きくらげは、異常がないか確認し、水に浸漬した後、2.4を基準として1仕込み分を水切りする。

2.4 配合

配合は、表2を標準とする。

表2－配合

		単位 %
材料		割合
主原料	豚肉	26.67
	にんじん	10.00
	たけのこ	10.00

表2－配合（続き）

単位 %

材料		割合
主原料	玉ねぎ	6. 6 7
	大豆	6. 6 7
	きくらげ（乾燥重量）	0. 9 5
調味液	トマトケチャップ	6. 0 0
	砂糖	5. 3 3
	しょうゆ	5. 0 0
	食酢	4. 0 0
	でん粉	1. 5 0
	チキンブイヨン	0. 4 0
	増粘多糖類	0. 1 3
	水	1 6. 6 8

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、次による。

- 充填は、表2の配合を標準とする。
- 充填後、密封した後加圧加熱殺菌を施して、製品とする。

2.6 内容量

内容量は、150 g以上とする。

2.7 固形量

固形量は、完成検査時の質量とし、80 g以上とする。

2.8 液汁示度

液汁示度は、製造時における糖用屈折計の示度12度以上とする。

2.9 品質

2.9.1 品位

品位は、次による。

- 配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。
- 甚だしい煮くずれがあってはならない。

2.9.2 容器

容器は、次による。

- 形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は、外側からポリエステル（12 μm ）、ナイロン（15 μm ）、アルミニウムはく（7 μm ）、ポリプロピレン（30 μm ）、鉄系酸素吸収層（25 μm ）及びポリプロピレン（30 μm ）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは、130 $\mu\text{m} \pm 13 \mu\text{m}$ とする。
- 寸法** 寸法は、幅160 mm以下×長さ210 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで、機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.10 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.11 製品の表示

2.11.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.11.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.11.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄に後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.11.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.11.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.11.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.11.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は、GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、**表3**に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.9.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3, 2.4及び2.5による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT－CG－Z000001の8.3による。